



森っこサンちゃん

学童クラブとは

学童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に設置しています。

入会募集

申請受付期間 随時受け付けております。
ただし、定員を超えた場合は、入会保留となります。

申請書類配布場所及び提出先

下記以外の児童館及び学童クラブ	午前9時～午後6時
五日市児童館、増戸児童館	午前9時～午後5時45分
五日市学童クラブ、増戸学童クラブ、秋留台学童クラブ	午後1時～午後6時
子ども政策課児童館係（庁舎2階）	午前8時30分～午後5時15分

入会可否 申請後、概ね2週間以内に決定通知書等を送付します。

あきる野市子ども家庭部子ども政策課児童館係 電話 558-1111（内線2682・2683）

入会の申請・期間について

入会を希望される方は、必要書類をそろえて各学童クラブ、児童館又は市役所2階、子ども政策課児童館係に提出してください。

入会期間については入会の日から翌年3月31日までです。

〔提出書類〕

- ①学童クラブ入会申請書（様式第1号）
- ②家族健康状況等調査書（様式第1号－添付様式1）
- ③家族勤務状況調査書（様式第1号－添付様式2）
- ④勤務証明書（父親・母親、同居している祖父母等）

※保育施設の勤務証明書は学童クラブの申請に併用することができます。

- ⑤就労以外の要件に該当する場合の提出書類等



入会要件	提出書類	入会承認期間
疾 病	診断書等の写し	入院、療養を要さなくなった月の末日
出 産	母子手帳の表紙と分娩予定のページの写し	出産予定月の産前・産後2か月を経過する日の翌日が属する月の末日（最長5か月）
求職中	ハローワークカードの写し等	入会の日から90日を経過する日が属する月の末日（3か月間）
就 学	在学証明、時間割等	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日
※その他必要と認める書類		

※入会承認期間は、入会の日から翌年3月31日の期間です。

ご注意ください

※祖父母等同居している親族についても、保護者と同様に勤務証明書等が必要です。

※学童クラブ入会後に保護者が産前産後休暇・育児休業を取得する場合は、産休・育休の欄に期間が記入してある勤務証明の再提出が必要です。

学童クラブの利用について



〔育成時間〕

(1) 月曜日から金曜日まで

下校時から午後6時までです。

(2) 土曜日

午前9時から午後6時までです。

(3) 学校休業日（夏休み、冬休み、春休み、運動会など学校行事の振替休日）

午前8時30分から午後6時までです。

〔延長育成時間〕

(1) 月曜日から金曜日まで

午後6時から午後7時までです。

(2) 土曜日

午前8時から午前9時までと午後6時から午後7時までです。

(3) 学校休業日（夏休み、冬休み、春休み等）

午前8時から午前8時30分までと午後6時から午後7時までです。

～延長育成時間のご案内～

平日	下校時～PM6:00	～PM6:30 (夜延長)	
	通常育成時間	～PM7:00 (夜延長)	
土曜日	AM8:00～ (朝延長)	AM9:00～PM6:00	～PM6:30 (夜延長)
	AM8:30～ (朝延長)	通常育成時間	～PM7:00 (夜延長)
学校休業日	AM8:00～ (朝延長)	AM8:30～PM6:00	～PM6:30 (夜延長)
		通常育成時間	～PM7:00 (夜延長)

※学校休業日とは、夏休み・冬休み・春休み・運動会などの学校行事の振替休日です。

学童クラブ育成料等について

〔育成料〕 月額 3,000 円/1人

〔おやつ代〕 月額 1,200 円/1人

〔延長育成時間 月単位〕 午後6時から午後6時30分まで 月額 1,000 円

午後6時から午後7時まで 月額 2,000 円

〔延長育成時間 1日単位〕 午後6時から午後6時30分まで 日額 100 円

午後6時30分から午後7時まで 日額 100 円

午後6時から午後7時まで 日額 200 円

※土曜日の午前8時から午前9時までと、学校休業日（夏休み、冬休み、春休み等）の午前8時から午前8時30分までの延長育成料は、無料となります。

〔育成料等の納付について〕

育成料及び延長育成料の納付は、可能な限り口座振替による納付をお願いします。口座振替依頼書は入会承認通知書に同封しますので届き次第、お早めに指定の金融機関でお申し込みください。

※おやつ代は、口座振替できません。

〔育成料等の減免について〕

ア 生活保護世帯 【免除】

イ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付世帯 【減額】

ウ 住民税非課税世帯（みなし寡婦・寡夫適用も含む） 【減額】

上記のア、イ、ウのいずれかに該当する場合は、別添「あきる野市学童クラブ育成料等減免申請書」により申請してください。承認された場合、申請書の提出された月から減免されます。

「あきる野市学童クラブ育成料等減免申請書」に必要書類を添付するか、公簿による確認の欄に署名のうえ提出してください。

「あきる野市学童クラブ育成料等減免申請書」は入会承認通知書に同封します。該当する方は、届き次第、お早めに申請してください。

※おやつ代は、減免対象となりません。

〔入会説明について〕

入会が決定した方を対象に、学童クラブにおいて、準備品や学童クラブ内の生活等についての説明をいたします。利用する前に必ず職員から説明を聞いてください。

学童クラブ一覧

	学 童 ク ラ ブ 名	所 在 地	電 話 番 号
児童館併設学童クラブ	若竹学童クラブ(若竹児童館)	野辺1123	558-6231
	若葉学童クラブ(若葉児童館)	上代継303-5	559-3967
	南秋留第1・第2学童クラブ(南秋留児童館)	雨間801-2	559-4646
	一の谷学童クラブ(一の谷児童館)	引田928	558-0266
	前田学童クラブ(前田児童館)	野辺126-4	558-7331
	多西第1・第2学童クラブ(多西児童館)	草花2572	558-6230
単独学童クラブ	屋城学童クラブ	二宮東1-13-1	558-5288
	草花第1・第2学童クラブ	草花3130	558-3112
	五日市第1学童クラブ	五日市315	596-5800
	五日市第2学童クラブ	五日市414-5	595-1360
	増戸第1学童クラブ	伊奈1157-5	595-1361
	増戸第2学童クラブ	伊奈1157-5	596-1232
	秋留台学童クラブ	二宮350	558-1504

再度確認をお願いします

- ①学童クラブ入会申請書（様式第1号）
- ②家族健康状況等調査書（様式第1号-添付様式1）
- ③家族勤務状況調査書（様式第1号-添付様式2）
- ④勤務証明書（父親・母親、同居している祖父母等）
- ⑤就労以外の要件に該当する場合の書類

提出書類は記入例を参考にし、記入漏れの無いよう提出してください。

